

白岡 放射線測定機器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、 が所有する放射線測定機器（以下「測定機器」という。）を住民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。
(貸出機器)

第2条 貸し出す測定機器は、シンチレーション式放射線測定機器とする。

2 測定機器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出対象者)

第3条 測定機器を貸し出す対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 内の自治会等の代表者等
- (2) 内に住所を有する20歳以上の者
- (3) 内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

(使用料)

第4条 測定機器の使用料は、無料とする。

(貸出時間等)

第5条 測定機器の貸出時間は、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）を除く月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出申請等)

第6条 測定機器の貸出しを受けようとする者（以下「借用者」という。）は、あらかじめ電話で貸出しの予約を行い、様式第1号の白岡市放射線測定機器貸出申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、運転免許証その他申請者本人であることが確認できる書類を提示し、その写しを提出しなければならない。この場合において、申請者が市内に事業所を有する事業者であるときは、当該事業所の所在地を証する書類を併せて提示しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合、内容を審査し、支

障がないと認めたときは、測定機器を借用者に貸し出すものとする。

(測定機器の返却)

第7条 測定機器を使用する際は、定められた貸出場所から測定機器の貸出しを受け、その場所に返却するものとする。

2 借用者は、測定機器を原状に回復して返却しなければならない。

(使用の範囲)

第8条 放射線量の測定は、市内に自己が所有及び管理する土地又は建物（以下「土地等」という。）において行うものとする。

2 放射線量の測定を自己以外の所有及び管理する土地等において行う場合は、借用者の責任において、当該土地等の所有者の承諾を受けた上で行うものとする。

(禁止事項)

第9条 借用者は、測定機器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 放射線量測定以外の行為

(2) 営利目的の使用

(3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動

(4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(使用の取消し)

第10条 市長は、借用者が次のいずれかに該当するときは、貸出しを取り消し、返却を求めることができる。

(1) 測定機器を市が使用する必要が生じたとき。

(2) 故障その他の理由により貸し出すことができないとき。

(3) 偽りその他の不正行為により測定機器の貸出しを受けたとき。

(4) この告示に付した条件に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が測定機器を使用させることが適当でないと認めたとき。

(損害賠償等)

第11条 借用者が、測定機器を毀損し、又は亡失したときは、借用者の責任において原状に回復し、又は市に対し損害を賠償するもの

とする。

2 測定機器を原状に回復しないで返還したときは、市長は、借用者に対して当該回復に必要な費用を請求することができる。

(市の免責)

第12条 測定機器の誤った使用方法により生じた事故又は借用期間中における測定機器の管理不備により生じた事故については、市はその賠償の責めを負わない。

(データの提供)

第13条 市長は、借用者に対し、測定値等のデータの提供を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。